

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成25年12月25日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 山口吉静

記

1. 監査対象 社会教育課の平成25年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成25年10月29日～平成25年11月11日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 市が頒布を依頼している出版物について現時点での残部数を把握し、今後定期的に頒布数との照合確認を行い、正確な部数管理に努めること。	1. 出版物管理台帳を整備し、市出版物の残部数等を正確に管理します。